

令和9年度

井原市教育・保育施設（幼稚園・こども園・保育園等）利用の手引き



～教育・保育施設の利用に係る事前相談窓口について～

- 井原市教育委員会教育総務課（62-9531）
・公立幼稚園の入園の申込方法や書類に関すること
- 井原市役所子育て支援課（62-9517）
・公立幼稚園以外の入園の申込方法や書類に関すること
・配慮が必要な児童についての相談 等

※施設での生活や準備物、その他の利用に関することは、
利用希望先の施設に直接お問い合わせください。

入園のお申込みの前に

●入園前相談

新規入園の児童で、園での生活において配慮を要する場合は、入園のお申込みの前に、必ず子育て支援課（62-9517）へご連絡ください。

井原市の発達支援コーディネーター等による就園相談やサポートを受けることができます。

こんな悩みがあるときは、必ずご相談ください

- ・心身の状態や発達について気がかりな点や、集団生活において心配なことがある
- ・医師から園に通うためには配慮が必要と言われた
- ・医療機関の受診時に、心身の状況について指摘されたことがある
- ・重い食物アレルギーにより給食で対応できるか不安 等

※入園申込み時、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることがあります。



●施設の見学を推奨しています

新規入園申込みの前に、希望する園をお子さんといっしょに見学することを推奨しています。

なお、見学の際は、事前に園へ電話等で連絡してください。（施設の連絡先はP5～P8に掲載）

公立幼稚園は見学会の日を設定しております。詳しくは右記二次元コードでご確認ください。



目次

1. 教育・保育給付認定について	… P1
2. 保育料の算定について	… P2
3. 教育・保育施設について	… P3
4. 市内の教育・保育施設一覧	… P5
5. 入園申込について	… P9
6. 入園内定・決定後の注意事項について	… P12
7. 1号認定の預かり保育について	… P12
8. 2号認定及び3号認定の審査に係る選考基準について	… P13
9. その他の預かり事業について	… P16

1. 教育・保育給付認定について

各施設の利用を希望する児童は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

井原市では、支給認定の申請は、教育・保育施設入園申込と兼ねています。

子ども・子育て支援法では支給認定申請日から30日以内に支給認定の通知をすることとされていますが、利用調整等に時間を必要としますので、入園承諾書と併せて送付いたします。

●認定の要件について

「教育・保育給付認定」を受ける場合、次の(1)及び(2)の要件を満たしている必要があります。

※2号・3号認定での入園を希望する場合は、(1)～(3)の要件を満たしている必要があります。

- 認定の要件** (1)入園日時点で井原市に住所を有していること
 (2)施設での集団生活に支障のない乳幼児であること
 (3)保護者(父・母)が下記の「保育を必要とする事由」①～⑨のいずれかに該当すること

●3つの認定区分及び就労時間等に応じた保育必要量の区分

年齢	保育の必要性	認定区分		教育・保育時間	預かり保育・延長保育
3～5歳	なし	1号認定	教育標準時間	平均4時間程度	教育標準時間の前後に保護者が保育を必要とする場合、『預かり保育』を実施します。(詳細はP12へ)
3～5歳	あり	2号認定	保育標準時間	最長11時間	左記の時間以上、保育を希望する場合は、延長保育(有料)による対応となります。(詳細はP5へ)
			保育短時間 ※⑥の求職活動のみ該当	最長8時間	
0～2歳		3号認定	保育標準時間	最長11時間	
			保育短時間 ※⑥の求職活動のみ該当	最長8時間	

※3号認定の児童が3歳に達したときは、翌月から2号認定となります。その際の手続きは不要です。

※実際に通園が可能な時間は、各施設が定める保育時間の範囲内かつ保護者が保育を必要とする時間です。

(例) 保育標準時間が「7時30分～18時30分(11時間)」の施設に入園した場合において、保護者が保育を必要とする時間が「8時30分～19時30分」のときは、「18時30分～19時30分」が延長保育となります。

「保育の必要性」とは、下記①～⑨の保育を必要とする事由を指します。

- 保育を必要とする事由**
- ① 1月あたり48時間以上就労していること(休憩時間を除く)
 - ② 産前産後であること(概ね産前2か月、産後3か月の期間)
 - ③ 長期の疾病又は障害を有していること
 - ④ 同居の親族等を常時介護又は看護していること
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
 - ⑥ 求職活動を継続的に行っていること
 - ⑦ 就学又は職業訓練等を受講していること
 - ⑧ 既に教育・保育施設の利用児童がおり、育児休業中に継続が必要であること
 - ⑨ その他これに類するもの

2. 保育料の算定について

井原市では子育て世帯の負担軽減のため、市独自の施策として、保育料、給食副食費（おかず代）について、年齢や所得にかかわらず、0歳から5歳までの全ての子どもを対象に、無償としています。

※主食費、行事費、絵本代、その他必要な用品代等は無償化の対象に含まれません。

【参考】国基準の保育料、給食副食費の徴収月額の基準額

階層	課税状態	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護世帯	0 円	保育料 国の無償化対象 副食費 5,100 円
第2	市民税非課税世帯	0 円	
第3	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,500 円	
第4	市民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	30,000 円	
第5	市民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	44,500 円	
第6	市民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	61,000 円	
第7	市民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	80,000 円	
第8	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000 円	

※3歳未満児の保育料は、最年長の児童を第1子とカウントして、第2子は半額、第3子以降は無償

※3歳以上児の副食費は、年収 360 万円未満相当世帯もしくは第3子以降の児童は無償



井原市では子育て世帯の負担軽減のため、
上記の保育料を**全て無償化**しています！

【ご注意】

※井原市で教育・保育給付認定を受けることができるのは、保護者及び児童が井原市に住民登録を有し、かつ当該世帯が実際に居住している場合に限りです。

居住実態が無い場合は、教育・保育給付認定を行うことはできません。

※教育・保育給付認定及び利用調整のため、勤務先等へ就労状況等の確認や自宅への訪問調査を行うことがあります。

※不正または虚偽の内容により、教育・保育給付認定申請や施設利用の申込みをした場合は、認定を取り消し、保育施設等の利用を中止（退園）していただく場合があります。

3. 教育・保育施設について

●各施設の違い

施設種別	利用可能な認定区分・年齢	施設の概要
認定こども園	1号認定の3歳児（令和9年4月2日現在）～5歳児	就学前の教育・保育を一体的に行う施設。 3歳児以上の児童は保護者の状況に関係なく在籍が可能。
	2号・3号認定の0歳児（生後3か月）～5歳児 ※入園には審査が必要です	
保育園	2号・3号認定の0歳児（生後3か月）～5歳児 ※入園には審査が必要です	保育を必要とする事由に該当するため、家庭で保育ができない保護者に代わり、2号・3号認定の児童をお預かりする施設。
小規模保育事業	0歳児～2歳児 ※0歳児の受け入れ可能月齢は園によって異なります ※入園には審査が必要です ※年度途中で3歳になっても、その年度末までは通園できます	保育園より小規模の施設で、保育を必要とする事由に該当するため、家庭で保育ができない保護者に代わり、3歳児未満の児童をお預かりする施設。
幼稚園	1号認定の3歳児（令和9年4月2日現在）～5歳児	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設。

●受入年齢について

※年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは同じクラス年齢となります。

クラス年齢	教育・保育給付認定区分	生年月日	入園が可能な施設
0歳児	3号認定	令和8年4月2日（2026年4月2日）～	認定こども園 保育園 小規模保育事業
1歳児		令和7年4月2日（2025年4月2日）～ 令和8年4月1日（2026年4月1日）	
2歳児		令和6年4月2日（2024年4月2日）～ 令和7年4月1日（2025年4月1日）	
3歳児	保育の必要性なし 1号認定 保育の必要性あり 2号認定	令和5年4月2日（2023年4月2日）～ 令和6年4月1日（2024年4月1日）	認定こども園（1号・2号認定） 保育園（2号認定） 幼稚園（1号認定）
4歳児		令和4年4月2日（2022年4月2日）～ 令和5年4月1日（2023年4月1日）	
5歳児		令和3年4月2日（2021年4月2日）～ 令和4年4月1日（2022年4月1日）	

●教育・保育給付認定と利用できる施設のフローチャート



保育を必要とする事由

- ① 1月あたり48時間以上就労していること(休憩時間を除く)
- ② 産前産後であること(概ね産前2か月、産後3か月の期間)
- ③ 長期の疾病又は障害を有していること
- ④ 同居の親族等を常時介護又は看護していること
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥ 求職活動を継続的に行っていること
- ⑦ 就学又は職業訓練等を受講していること
- ⑧ 既に教育・保育施設の利用児童がおり、育児休業中に継続が必要であること
- ⑨ その他これに類するもの

4. 市内の教育・保育施設一覧

●2号・3号の認定児童の入園対象施設

保護者の就労等により、保育の必要性があると認められる児童を保育する施設です。

家庭で児童を保育できる場合は入園できません。

開所時間には延長保育（有料）の時間を含みます。なお、（ ）内は延長保育の開始時間です。

公立認定こども園（予定）

施設名	定員(人)	住所・電話番号	開所時間	入園可能年齢	HP
幼保連携型認定こども園 井原市立西江原認定こども園 (旧:西江原幼稚園・甲南保育園)	111	西江原町1414番地 62-1610	7:30~19:00 (18:30~)	0歳3か月 ~5歳児	
幼保連携型認定こども園 井原市立芳井認定こども園 (旧:芳井保育園)	39	芳井町吉井3670番地 72-0203	7:30~19:00 (18:30~)		

私立認定こども園（令和9年4月開園予定）

施設名	定員(人)	住所・電話番号	開所時間	入園可能年齢	HP
幼保連携型認定こども園 いばらこども園（仮称） (旧:いばら保育園)	90	井原町1440番地2 62-1211	7:15~19:15 (18:15~)	0歳3か月 ~5歳児	
幼保連携型認定こども園 きのここども園（仮称） (旧:きのこ保育園)	100	木之子町142番地3 62-4003	7:15~19:15 (18:15~)		
認定こども園 いずみ (旧:いずみ保育園)	60	井原町3287番地1 62-3300	7:00~20:00 (18:00~)		

私立保育園

施設名	定員(人)	住所・電話番号	開所時間	入園可能年齢	HP
出部保育園	100	上出部町186番地 62-1006	7:00~19:00 (18:00~)	0歳3か月 ~5歳児	
高屋南保育園	110	高屋町四丁目24-1 67-0102	7:00~19:00 (18:00~)		
せいび保育園	70	高屋町86番地1 67-0184	7:00~19:00 (18:00~)		
せいび四季が丘 保育園	80	上出部町四季が丘24番地7 65-0090	7:00~19:00 (18:00~)		

小規模保育事業 ※年度途中で3歳になっても、その年度末までは通園できます

施設名	定員(人)	住所・電話番号	開所時間	入園可能年齢	HP
美星保育園 (公設民営)	12	美星町西水砂2474番地1 87-2277	7:30~19:00 (18:30~)	0歳3か月 ~2歳児	
せいびキッズ 小規模保育園	12	高屋町119番地 75-4321	7:30~19:00 (18:30~)		
つむぎキッズ	9	下出部町7番地1 84-0300	7:30~18:30 ※延長無し	0歳6か月 ~2歳児	

※美星幼稚園と美星保育園は令和10年4月に統合し、美星認定こども園になります。

●1号の認定児童の入園対象施設

保育を必要とする事由に該当しない家庭の児童が、教育標準時間(平均4時間程度)を基本として通園する施設です。

教育標準時間終了後に、保護者が保育を必要とする場合、『預かり保育』を実施します。(詳細はP12へ)

公立認定こども園(予定)

教育時間の後や長期休業中に保護者が保育を必要とする場合、18:00まで預かり保育を実施します。

施設名	定員(人)	住所・電話番号	開所時間	入園可能年齢	HP
幼保連携型認定こども園 井原市立西江原認定こども園 (旧:西江原幼稚園・甲南保育園)	9	西江原町1414番地 62-1610	8:30~13:30 預かり保育 【午後】~18:00	3歳児 ~5歳児	
幼保連携型認定こども園 井原市立芳井認定こども園 (旧:芳井保育園)	6	芳井町吉井3670番地 72-0203	8:30~13:30 預かり保育 【午後】~18:00		

私立認定こども園(令和9年4月開園予定)

教育時間の前後に保護者が保育を必要とする場合、記載の時間まで預かり保育を実施します。

施設名	定員(人)	住所・電話番号	開所時間	入園可能年齢	HP
幼保連携型認定こども園 いばらこども園(仮称) (旧:いばら保育園)	10	井原町1440番地2 62-1211	8:15~13:15 預かり保育 【午前】7:15~ 【午後】~18:15	3歳児 ~5歳児	
幼保連携型認定こども園 きのここども園(仮称) (旧:きのこ保育園)	10	木之子町142番地3 62-4003	8:15~13:15 預かり保育 【午前】7:15~ 【午後】~18:15		
認定こども園 いずみ (旧:いずみ保育園)	10	井原町3287番地1 62-3300	8:30~13:30 預かり保育 【午前】7:30~ 【午後】~18:00		

公立幼稚園

標準的な利用時間(教育時間):各園共通 8:15~13:30

教育時間の後や長期休業中に保護者が必要とする場合、18:00 まで預かり保育を実施します。

施設名	定員(人)	住所・電話番号	入園可能年齢	HP
高屋幼稚園	40	高屋町 1417 番地 67-0138	3歳児~5歳児	
大江幼稚園	65	大江町 2953 番地 67-0130		
木之子幼稚園	40	木之子町 3047 番地 1 62-1818		
荏原幼稚園	65	東江原町2788番地 1 62-3971		
野上幼稚園	40	野上町 3218 番地 1 63-1340		
青野幼稚園(※1)	40	青野町 2575 番地 1 62-6854		
井原幼稚園	65	井原町 1123 番地 5 62-0575		
出部幼稚園	130	上出部町318番地 62-0821		
芳井幼稚園	65	芳井町吉井 4103 番地 1 72-0429		
美星幼稚園(※2)	65	美星町大倉 2456 番地 5 87-4178		

※1 青野幼稚園の預かり保育は、放課後児童クラブにて対応可能です。預かり時間は、放課後児童クラブと相談してください。

※2 美星幼稚園と美星保育園は令和10年4月に統合し、美星認定こども園になります。。

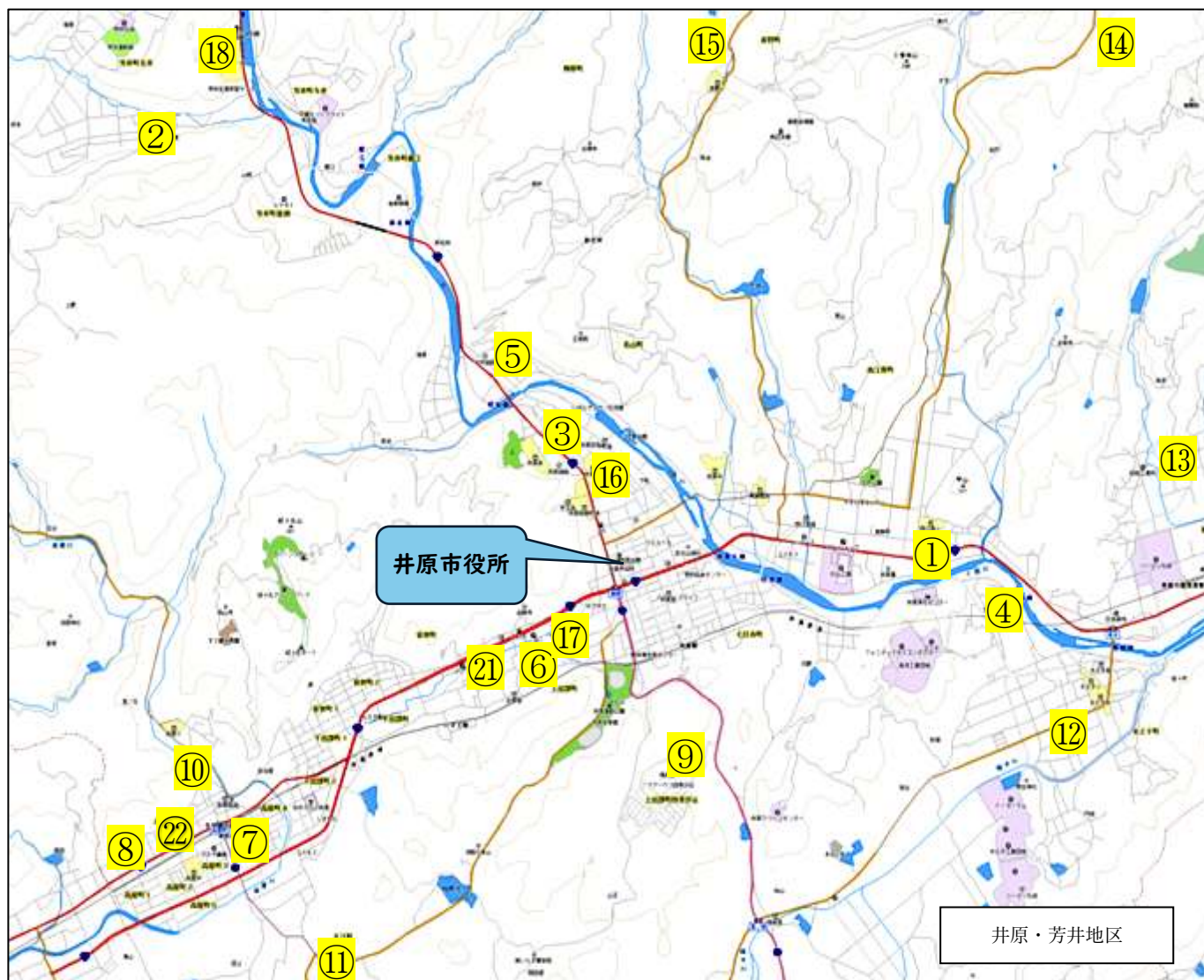
●一次募集の時点で引き続き通園を希望する在園児と新規入園を希望する児童がいない場合、二次募集を行わず、次年度から閉園します。

●年度開始の4月1日に4人未満となる学年がある状況が3年連続した場合、翌年4月からの全ての学年の園児募集を停止し、その後在園児の卒業をもって閉園します。

●井原市就学前教育・保育施設再編整備計画については、右記の二次元コードからご確認ください。



●市内教育・保育施設マップ



- ①西江原認定こども園
- ②芳井認定こども園
- ③いばらこども園(予定・仮称)
- ④きのここども園(予定・仮称)
- ⑤認定こども園いずみ(予定)
- ⑥出部保育園
- ⑦高屋南保育園
- ⑧せいび保育園
- ⑨せいび四季が丘保育園
- ⑩高屋幼稚園
- ⑪大江幼稚園
- ⑫木之子幼稚園
- ⑬荏原幼稚園
- ⑭野上幼稚園
- ⑮青野幼稚園
- ⑯井原幼稚園
- ⑰出部幼稚園
- ⑱芳井幼稚園
- ⑲美星幼稚園
- ⑳美星保育園
- ㉑つむぎキッズ
- ㉒せいびキッズ
小規模保育園



5. 入園申込について

※申込時点で生まれていない児童及び入園希望月の1日に入園可能年齢に達していない児童は、申し込みができません。

※1号・2号認定の入園は併願が可能です。併願する際は、各申請書の所定欄にその旨を必ず明記してください。

令和9年4月1日からの入園を希望する場合

【受付場所】 井原市役所1階 子育て支援課窓口（平日9:00～16:00）

【受付期間】

●一次募集の申込期間 令和8年10月1日（木）～10月30日（金）

※入園の可否の通知は、12月末までにご自宅へ郵送します。

●二次募集の申込期間 令和9年1月12日（火）～1月26日（火）

※一次募集後、施設に余裕がある場合のみ実施します。

※公立幼稚園については、一次募集の時点で引き続き通園を希望する在園児と新規入園を希望する児童がいない場合、二次募集を行わず、次年度から閉園します。

※入園の可否の通知は、2月末までにご自宅へ郵送します。

【審査及び利用調整】

●2号・3号認定について

保育の必要性に基づく審査により、入園の可否を決定します。※審査基準はP13～15に掲載

申し込み状況によっては、利用調整の結果、第1希望の施設に入園できない場合や、入園保留となる場合があります。入園保留となった場合、同一年度内に限り、引き続き、毎月入園審査を行います。

●公立認定こども園及び公立幼稚園の1号認定について

入園申込者数が利用定員を超える場合は、同じ施設に兄弟姉妹が在席している児童を優先して入園を決定し、その他の児童については抽選により入所を決定します。

抽選の対象となった場合は、抽選会のご案内を12月上旬までにご自宅へ郵送します。

●私立認定こども園の1号認定について

入園申込者数が利用定員を超える場合は、12月上旬までに施設から保護者の方へご連絡します。

年度途中（5月1日～翌年3月1日）の入園を希望する場合

【受付場所】 井原市役所1階 子育て支援課窓口（平日9:00～16:00）

●1号認定について

随時申込を受け付けます。

※4月時点で利用定員を超えている施設は、原則として年度途中の入園はできません。

●2号・3号認定について

【受付期間】 入園希望月の前月15日まで（15日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）

※令和10年3月入園の申込は、令和10年1月14日（金）までに提出してください。

※入園が決定した場合、前月25日までに電話でご連絡します。その後、入園決定通知書を送付します。

※年度途中の入園審査は、毎月下旬に行い、入園日は翌月1日となります。

※入園保留通知書は、初回審査時のみ送付します。同一年度内に限り、毎月入園審査を行い、入園が可能となった場合に連絡します。

【提出書類】 ※下記その他、必要に応じて追加書類を依頼する場合があります。

●1号認定について

全員が提出する書類

児童1人につき1部ご提出ください。

- ◆教育・保育給付認定申請書兼入園申込書(1号認定)
- ◆子育てのための施設等利用給付認定申請書

該当する方のみ提出する書類

- ◆子育てのための施設等利用給付認定申請書に係る証明書類(父・母それぞれ必要)
証明書類確認表(PII)の「保育を必要とする事由」に該当する場合は、該当事由に応じた証明書類を提出してください。

- ◆市区町村民税課税証明書(下記の該当者のみ必要)

令和9年4月～令和9年8月に新規入園する場合、 令和8年1月1日に井原市に住民登録が無い保護者	令和8年度所得課税証明書
令和9年9月～令和10年3月に新規入園する場合、 令和9年1月1日に井原市に住民登録が無い保護者	令和9年度所得課税証明書

※上記以外の保護者は、入園申込書にマイナンバーを記入している場合は、所得課税証明書の提出は不要。

●2号・3号認定について

全員が提出する書類

児童1人につき1部ご提出ください。

- ◆保育施設等入園(利用調整)申請書
- ◆家庭での保育ができないことが認められる証明書類(父・母それぞれ必要)
証明書類確認表(PII)の「保育を必要とする事由」を確認の上、該当事由に応じた証明書類を提出してください。

該当する方のみ提出する書類

- ◆市区町村民税課税証明書(1号認定と同じです)

※提出書類は全てA4の用紙サイズで提出してください。

※証明書類については、特段の記載がなければ、申込締切日の過去3か月以内のものを提出してください。

※申請の際、証明書類を含めて書類が揃っていないものは受付できません。

【証明書類確認表】 父・母それぞれ必要です

保育を必要とする事由	必要な証明書類	
①1月あたり48時間以上就労している	被雇用者(会社員など)	就労証明書 ※市指定の様式に勤務先から証明を受けてください。
	内職をしている人	内職従事証明書 ※市指定の様式に内職発注事業者から証明を受けてください。
	自営業の人又は専従者 ※農業を含むが、自家消費のみの小規模なものは除く。 ※法人組織は法人による就労証明書を提出	就労証明書(自営業主が記入してください)及び確定申告書の写し ※起業後税申告の時期を迎えていない場合は、開業届の控え、事業用に購入した物品の領収書、業務委託契約書等の写しを添付してください。
②産前産後 (概ね産前2か月、産後3か月の期間)	出産(予定)証明書又は母子手帳の写し ※出産予定日が記載してあること	
③長期の疾病又は障害を有している	医師の診断書等(疾病の状況が分かるもの)、身体障害者手帳等の写し	
④同居の親族等を常時介護又は看護している	医師の診断書等、身体障害者手帳・療育手帳等の写し、介護認定のわかるもの	
⑤震災、風水害、火災等の被災者 ※災害復旧に従事する被雇用者は①の被雇用者と同じ	罹災証明書、被災証明書等の写し	
⑥求職活動を継続的に行っている	求職申立書 ※市指定の様式に自署してください。	
⑦就学又は職業訓練等を受講している	学生証又は在学証明書、時間割等(就学時間・期間・日数がわかるもの)の写し	

6. 入園内定・決定後の注意事項について

【1号・2号・3号認定共通】

- 退園予定がある場合は、利用施設へ連絡した後、子育て支援課に「退園届」を提出してください。

【1号認定】

- 他の施設への転園及び随時入園は、4月時点で入園者数が利用定員に満たない施設のみ受け付けます。
4月時点で利用定員を超えている施設については、原則として年度途中の入園はできません。
- 預かり保育利用にあたり、『保育を必要とする事由』が変更になった場合（例：就職した、退職した、自宅での療養が必要になった、出産予定など）は、該当する添付書類を子育て支援課に提出してください。

【2号・3号認定】

- 入園後しばらくは、保育時間を通常よりも短くする「慣らし保育」を行います。「慣らし保育」の期間は、児童の状況に応じて異なります。
- 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間を考慮し、保護者の就労状況等に応じて保育が必要な範囲となります。
- 新規入園時に育児休業中の方は、入園月の翌月末までに復職する必要があります。
- 出産を理由に入園する場合の利用期間は、概ね産前2か月、産後3か月です。
- 求職活動を理由に入園する場合の利用期間は、入園後3か月間です。
- 求職活動を理由に入園した後に、就職が決まった場合は、子育て支援課へ連絡の後、「就労証明書」を子育て支援課に提出してください。
- 入園決定後、『保育を必要とする事由』が変更になった場合（例：就職した、退職した、自宅での療養が必要になった、出産予定など）は、子育て支援課へ連絡の後、該当する添付書類を子育て支援課に提出してください。

7. 1号認定の預かり保育について

井原市の幼稚園及び認定こども園では、1号認定児童の保護者の方のニーズに応じて、教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かる『預かり保育』を以下の施設で実施しています。

【対象者】 各施設の在園児 ※在籍している施設以外での利用はできません

利用例 ・在園児のきょうだい児を家庭保育しているため、日中の保育が難しい
・月48時間未満の就労により、夕方までの保育が必要 等

【保育料】 井原市では預かり保育の利用料を無償としています

※おやつ代や長期休業中の給食費、その他必要な用品代等は、無償化の対象に含まれません。

※市内幼稚園は、夏休み等の長期休業中は給食の提供が無いため、弁当を持参してください。

実施施設		実施時間
公立	市内幼稚園、西江原認定こども園、芳井認定こども園	教育標準時間終了後～18時まで
私立	【予定】 いばらこども園（仮称）、きのここども園（仮称）、認定こども園いずみ	各施設の預かり保育の実施時間は、P6でご確認ください。 おおむね2号認定児童と同程度の時間『預かり保育』を実施している施設もあります。

8. 2号認定及び3号認定の審査に係る選考基準について

2号及び3号認定の児童として、認定こども園や保育園、小規模保育事業（以下、保育施設等と言います。）を利用する場合、以下の選考基準を用いた審査を行います。

(1) 基本的な考え方

「就労」「妊娠・出産」「看護・介護」等、保育を必要とする理由ごとに、それに要する時間または保育を必要とする程度により、「基本分」の指数として採点し、点数の高い順から選考を行います。

※「就労」を理由に保育施設等の利用を希望する場合において、申し込み時点で以下の基準を満たしていない場合は、「求職活動」と同様の扱いになります。

また、入園後3か月以内に、以下の基準を満たすことを入園の条件とします。

被雇用者	労働契約上の正規の就労時間（休憩時間を含む。）において、月48時間以上の勤務が常態であること。 なお、保育施設等を利用する際に休業等から復職をする場合は、復職後の就労時間を基準とし、勤務先の育児短時間勤務制度等を利用する場合は、当該短時間勤務を適用した就労時間を基準とする。
自営業者又は内職従事者	自営業又は内職に従事する時間が常態で月48時間以上（休憩時間を含む。）かつ、その年度の岡山県地域別最低賃金及び特定最低賃金の時間額に4時間を乗じ、更に12日に乗じたものにより算出された額以上の月収が見込まれること。

(2) 世帯状況等による調整

「ひとり親家庭」や「きょうだい同一施設の申し込み」等を考慮した「調整分」で点数の加減を行います。

(3) 同点となった場合の取扱い

同点となった場合は、下記の優先順位を定めて選考を行います。

優先順位	項目
1	ひとり親世帯の場合
2	養育している未就学児の人数が多い場合
3	待機児童となっていた場合
4	入園保留期間がより長い場合
5	一時預かりを利用している者であって、保育期間の延長を認められている場合

※新規申込者と転園希望者が同じ順位となった場合は、新規申込者を優先します。

(4) 育児休業中の保護者について

保護者が育児休業中の場合は、原則として保育施設等を利用することはできません。

ただし、既に保育施設等を利用している児童の保護者が出産したときは、その保護者が勤務先の育児休業制度を利用して休業し、同じ勤務先に復帰する場合に限り、継続児童と同様の扱いとします。

基本基準		保護者の状況			指数
	類型	細目		摘要	
	就 労	被雇用者 自営業	月155時間以上	下記の内職従事者を除く、一定時間の勤務を常態 としている被雇用者及び自営業者（就労が内定し ているものを含む。）	10
月120時間以上			9		
月100時間以上			8		
月80時間以上			6		
月48時間以上			5		
内職		月100時間以上	自 宅で物品の製造加工等に従事するもの	6	
		月60時間以上		4	
		月48時間以上		2	
妊娠・出産		妊娠・出産		出産前2か月、出産後3か月以内のもの	9
疾 病 又 は 負 傷 等	疾病入院		疾病又は負傷により1か月以上の入院を要するもの	10	
	居宅療養	常時臥床	疾病又は負傷のため概ね1か月以上、常時臥床で あるもの	10	
		長期療養	疾病又は負傷のため概ね1か月以上、自宅での加 療又は安静を要すると診断されたもの	7	
		その他	比較的軽症の疾病又は負傷であるが、定期的な通 院を要するもの	3	
	身体障害	1・2級	身体障害者手帳所持者又は同程度と判断できるも の	10	
		3級		7	
		4級以下		5	
	親族の看護等	入院付添い		長期間入院等をしている親族の入院付添いに当た っているもの	6
		居宅内看護		同居の親族の長期居宅療養等の看護に当たってい るもの	6
心身障害者又は要介護者の 介護		心身障害児者・要介護者の介護に常時当たってい るもの	8		
災害復旧	災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たって いるもの又は震災、風水害、火災その他の災害によ って自宅が失われ、復旧に当たっているもの	10	
求職活動	求職活動		求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている もの	3	
就学等	就学等		子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府 令第44号。以下「府令」という。）第1条の5第1項 第7号に規定する学校等に在学しているもの	5	
継続児童	継続児童(4月の入園に限る)		現に利用している保育施設等を継続して利用する もの（市内小規模保育事業から年齢により認定こ ども園又は保育園へ転園する場合を含む）	60	

調整基準		世帯等の状況		指数	
類型	細目	摘要			
調 整 分	保育士等	保護者が保育士の資格を有し、かつ、市内の保育施設等において保育に従事する場合	月155時間以上	+8	
			月120時間以上	+6	
			月48時間以上	+3	
		保護者が保育士の資格を有し、かつ、市外の保育施設等において保育に従事する場合	月155時間以上	+6	
			月120時間以上	+4	
			月48時間以上	+1	
	特殊事情	ひとり親家庭	父又は母の死亡、離別、行方不明、拘禁等によりひとり親である世帯		+11
		生活保護世帯	生活保護世帯のうち、就労が決定しており、自立した生活が見込まれる世帯		+2
		虐待、DV等	府令第1条の5第1項第8号に規定する虐待、暴力等の要件に該当するもの		+11
		社会的養護	ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待、DVを除いて、特に社会的養護が必要と認める場合		+10
	きょうだいのいずれかが入園	申込児童のきょうだいが在園中の場合（保育を必要とする事由が「求職活動」の場合を除く。）		+6	
特定の保育施設等を希望しない	やむを得ない事情のため、特定の保育施設等を希望せず、市内にある保育施設等であれば利用を希望する場合		+1		
育児休業の延長が可能で、利用調整において指数の合計が1点になるまで減点となることを承諾しているもの			基本点数を含め、 合計指数1点		

9. その他の預かり事業について

●広域入所について

次の要件に該当する方は、市外の保育施設等への入園が可能です。（市によって要件が異なる場合があります）

- (1) 里帰り出産をする場合
 - (2) 勤務先又は通学先にある本市の保育施設等を希望する場合
- また、備後圏域・笠岡圏域では要件を拡充して広域入所の受入を行っています。
詳細は子育て支援課（62-9517）までお問い合わせください。

備後圏域

【対象地域】 福山市・三原市・尾道市・府中市・竹原市・世羅町・神石高原町
※備後圏域には笠岡市も含まれますが、笠岡市の実施基準は井笠圏域になります。

【要件】 次のいずれかに該当する場合、広域入所が利用できます。

- 1. 里帰り出産をする場合
- 2. 勤務先の通勤途上または通学先の通学途上にある保育施設等の利用を希望する場合
- 3. 他市町に転出したとき、転出元の市町にある保育施設等を継続して利用しようとする場合
- 4. 居住市町の希望の保育施設等に入園できず、圏域市町の希望の保育施設等の定員に余裕がある場合
- 5. その他市町長が特に必要と認めた場合

井笠圏域

【対象地域】 笠岡市・浅口市・里庄町・矢掛町

【要件】 次のいずれかに該当する場合、広域入所が利用できます。

- 1. 里帰り出産をする場合
- 2. 子から見て3親等以内の親族が所在し、親族からの援助、または親族への援助を必要とする場合
- 3. 市町外にあるいずれかの保護者の勤務先の通勤途上、または通学先の通学途上の市町にある保育施設等を希望する場合
- 4. 他市町に転出したとき、転出元の市町にある保育施設等を継続して利用しようとする場合
- 5. 居住市町の希望の保育施設等に入園できず、圏域市町の希望の保育施設等の定員に余裕がある場合
- 6. その他市町長が特に必要と認めた場合

●病後児保育

保護者が仕事などのために、病気回復期にある子どもを家庭で保育ができないときに、保護者に代わって保育します。

詳細はせいび保育園（67-0184）までお問い合わせください。

【実施施設】 せいび保育園

【利用料】 1日 2,000 円

※事前に利用登録が必要です。

※利用する際には、かかりつけの医療機関を受診し、病後児保育の適否をお尋ねください。

●病児保育

病児保育は、岡山県病児保育広域相互利用により、県内の他市町の病児保育施設を利用できます。

(参考)岡山県のホームページ (右記二次元コードからアクセス可能です)



病児保育について

●休日保育について

日曜日または祝日に家庭での保育が困難な場合、次のすべての要件を満たす場合に、児童を休日保育実施施設でお預かりします。

井原市在住の児童は、福山市内の休日保育実施施設において、休日保育の広域利用が可能です。

- (1) 保育認定(2号認定・3号認定)を受けている。
- (2) 保育施設(保育園・認定こども園・小規模保育事業等)に在籍している。
- (3) 入園事由と同じ事由で休日に保育を必要とする。

【入園事由一覧】

- ①就労 ②産前産後 ③長期の疾病・障害 ④同居親族等の介護・看護 ⑤災害復旧
⑥求職活動 ⑦就学・職業訓練 ⑧育児休業中の継続利用 ⑨その他

【予約方法】

マイナンバーカードを利用した休日保育アプリで予約を受け付けています。
右記の二次元コードからご登録ください。



予約について

【実施施設】

施設名	住所	連絡先・電話番号	備考
せんにしの丘	福山市御幸町中津原後平 7054 番地 4	084-955-5070	
大門未来園	福山市大門町大門 60 番地 2	084-943-9355	
花園こども園	福山市住吉町 5 番 28 号	084-931-3880	
ゆの保育園 (地域型保育事業)	福山市神辺町湯野 21 番地 6	084-966-9750	対象年齢:0歳児 (生後 57 日)~2 歳児(満3歳)
ゆり保育所 (地域型保育事業)	福山市三吉町二丁目 13 番 16 号	070-5146-0016	対象年齢:0歳児 ~2歳児(満3歳) ※3歳以上児につ いては施設にご確 認ください。
福山市立樹徳保育所	福山市木之庄町一丁目 1- 10	平日 084-928-1048 (福山市保育指導課) 土日祝 080-6671-7074 (樹徳保育所 休日保育担当 者直通)	

※井原市には休日保育実施施設はありません。